

麒麟のまちアカデミー 受講者募集

☎ 麒麟のまちアカデミー事務局（鳥取市文化センター内） ☎ 0857-27-5181 ☎ 0857-27-5154

麒麟のまち圏域のみなさんを対象に、生涯学習活動を推進するため、鳥取市生涯学習推進講座「麒麟のまちアカデミー」を開講します。

※詳しくは鳥取市文化センターウェブサイトまたは配布のチラシをご覧ください。

尚徳大学

ところ 鳥取市文化センター、鳥取市武道館
対象 1市6町（鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・兵庫県香美町・兵庫県新温泉町）にお住まいの、おおむね60歳以上の人

受講料 年間1500円 ※教材費は別途必要

募集期間 3月31日（金）必着

講座名 技能コース（各10回）

書道・彫刻・絵画・民芸

教養コース（各6回）

貢献、社会、健康、郷土

※全コース共通の合同学習を2回開催

申込方法 往復はがきによる申し込み

※応募者多数の場合は抽選。結果は、4月10日以降に返信用はがきでお知らせします。

▷往信用はがきの裏面に下記の必要事項を記入

▷返信用はがきの表面に応募者の住所、氏名を記入

必要事項（往信用はがき裏面に記入してください）

- ①氏名（ふりがな） ②郵便番号
- ③住所 ④年齢（令和5年4月1日現在）
- ⑤性別 ⑥電話番号
- ⑦受講年数○年目（令和5年度を含む）
- ⑧受講希望講座名 ※1人1講座限り

技能コース（前期）（旧鳥取市民大学）

ところ 鳥取市文化センター
※茶道教室は福祉文化会館
対象 1市6町（鳥取市・岩美町・若桜町・智頭町・八頭町・兵庫県香美町・兵庫県新温泉町）にお住まい、または勤務している18歳以上の人

受講料 3000円（各教室10回）

※別途材料費が必要な教室あり

募集期間 3月17日（金）10:00～4月7日（金）17:00

申込方法 鳥取市文化センターウェブサイトにある申込フォーム、または申込書を持参・ファクシミリのいずれかで申し込み。

※応募者多数の場合は抽選

■教室名

- ・骨盤メンテナンス教室（骨盤のタイプに合わせたストレッチ・体幹トレーニング編）
- ・メンタルヘルストレーニング教室（心理カウンセラーによる、心が軽くなるリラクゼーションヨガ編）
- ・書道教室（書に親しむ編）
- ・硬筆教室（ボールペンできれいな字を書こう）
- ・華道教室（ピギナー編）
- ・茶道教室（初級編）

軽自動車税（種別割）



☎ 本庁舎市民税課（20番窓口） ☎ 0857-30-8144 ☎ 0857-20-3921

☎ 各総合支所市民福祉課（☎ 10分）

■軽自動車の廃車・名義変更の届け出

軽自動車税（種別割）は4月1日現在で、軽自動車・二輪車などを所有している人にかかります。

※4月1日（土）までの廃車・名義変更の届け出がない場合、令和5年度分の税金がかかります。※手続きに必要なものは、事前に届け出先へ問い合わせてください。

■軽自動車などの転入手続き

軽自動車税（種別割）の適正課税を進めるため、引越などの際は、本市に転入後15日以内に軽自動車などの転入手続きが必要です（軽自動車などを本市以外の市区町村に置いて使用している場合を除く）。

※手続きに必要なものは、事前に届け出先へ問い合わせてください。

【届け出先】

車種名称	届け出先
125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車（トラクター、コンバイン、田植機、フォークリフトなど）など	問い合わせ先参照
125ccを超える二輪車	鳥取運輸支局 ☎ 050-5540-2070
軽自動車（四輪）	軽自動車検査協会鳥取事務所 ☎ 050-3816-3082

■軽四輪・自家用軽自動車税（種別割）税率

車種名称			税率（円）
軽四輪	乗用	自家用	7,200
			10,800 ^{*1}
	貨物	自家用	12,900 ^{*2}
			4,000
			5,000 ^{*1}
			6,000 ^{*2}

※1 平成27年4月1日以後に新規登録された車両に適用。

※2 最初の新規登録から13年経過した車両（令和5年度は平成22年3月までに新規登録された車両）に重課税率が適用。

■グリーン化特例（軽課税率）

令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に新規登録された車両に適用。

※条件：電気自動車・天然ガス自動車

車種名称			税率（円）
軽四輪	乗用	自家用	2,700
	貨物	自家用	1,300

軽自動車税（種別割）の税率について、詳しくはホームページをご覧ください。問い合わせ先まで。



お済みですか？ インボイス発行事業者の登録

☎ インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）
☎ 0120-205-553（無料）※9:00～17:00（土日祝除く）
🌐 <https://www.nta.go.jp/>

■インボイス（適格請求書）とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額などを伝えるもので、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものです。

■インボイスの発行

インボイス発行事業者の登録申請が必要です。

■インボイス発行事業者の登録

税務署へ登録申請を行い、登録番号の通知を

受けます。※インボイスには登録番号の記載が必須です。

登録を受けるかどうかは事業者の任意です。登録を受けた場合は課税事業者となり、消費税の確定申告とそれに伴う納税が必要です。

詳しくは、国税庁ウェブサイトの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。一般的なご質問やご相談はお問い合わせ先まで。

相続登記が義務化されます

☎ 鳥取地方法務局登記部門 ☎ 0857-22-2293 🌐 <https://houmukyoku.moj.go.jp/tottori/>

土地の所有者が不明のため、土地の適正な管理や公共事業を行うことが困難となっています。所有者不明土地問題を解消するため、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

不動産を相続された人は、3年以内に相続登記の申請をしなければならず、この義務は令和6年4月1日より前の相続にも適用されます。不

動産の相続登記がお済みでない人は、ご注意ください。

詳しくは、鳥取地方法務局ウェブサイトをご覧ください。お問い合わせ先まで。

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

